

浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付要綱（平成28年告示第101号）の一部改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 省 略</p> <p>（令和3年度における補助対象経費の特例）</p> <p>2 令和元年度から引き続き令和2年度においてこの補助金の対象となった保育士または看護師であって、令和3年度も引き続きこの補助金の対象となるものが、引き続き同じ宿舎に居住している場合の補助対象経費は、1戸当たり月額82,000円を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日等）</p> <p>1 同 左</p> <p>（令和2年度における補助対象経費の特例）</p> <p>2 令和元年度においてこの補助金の対象となった保育士または看護師であって、令和2年度も引き続きこの補助金の対象となるものが、引き続き同じ宿舎に居住している場合の補助対象経費は、1戸当たり月額82,000円を限度とする。</p>